



# 10月1日から「商品券」「スタンプ券」で

## 村税や公共料金の支払いができます

### 皆さんの疑問にお答えします

十月一日から、村商業協同組合（田中義一理事長）で発行している「商品券」と「スタンプ券（サービス券台紙）」を使って、村の公共料金や村税の支払いが可能となりました。

これは「地元の商店でもつと買い物をしてもらいたい」という同組合からの要望を受けて制度化したものです。

基本的に公共料金や村税の支払いには、地方税法や地方自治法上、現金や証券に限られていて、商品券やスタンプ券（サービス券台紙）による納付は認められていません。そこで村職員が納入通知書と共に商品券やサービス券台紙を一時預かり、現金と換える手続きを代行して納付するものです。

村と同組合では、地元商店の活性化、そして徴収率の向上や滞納防止につながることを期待しています。

**Q** どのような場合に公共料金や村税に充てることができますか？

**A** 納入者が納入通知書とともに、商品券やサービス券台紙を役場会計窓口に参加する場合は原則とします。

また、徴税職員等が戸別訪問によって徴収する場合も対象とします。

**Q** 商品券やスタンプ券を換金するといくらになりますか？

**A** 商品券は額面の金額で換金できます。ただし、百円券は換金できません。

スタンプ券はサービス券台紙一枚に三百枚を貼付した場合で五百円の換金とします。

なお、つり銭は出せません。

なので、納付金額を超えるような商品券やスタンプ券（サービス券台紙）は預かることができません。

**Q** 利用できる公共料金は？

**A** 村営・村有住宅使用料、上水道・簡易水道使用料、下水道・農業集落排水使用料、保育料、学童保育料です。

**Q** 利用できる村税等は？

**A** 村民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料です。

問い合わせ先

総務課企画財政班

☎六四 一四七六

# 「後期高齢者医療制度」のお知らせ

Vol.4 上手なお医者さんのかかり方（その2）

お医者さんにかかるとき、ちょっとした誤解や思い込みで治療が長引くことがあります。

また、休日や夜間に、軽症の患者さんが救急医療を受診すると、緊急性の高い重症の患者さんの治療に支障をきたすことがあります。

必要なときに、必要な方が安心して医療が受けられるように、医療機関の受診や薬局での薬の調剤の際には、以下のことに気をつけましょう。

## 「重複受診」をひかえましょう

「重複受診」とは、同じ病気で医療機関をつぎつぎと変更して受診することをいいます。

医療機関をお医者さんからの紹介なく変更すると、その都度、初診料がかかり、無駄な医療費が発生します。また、何度も検査や処置、投薬などを行うことになるので、体にも負担がかかります。

日ごろから、自分や家族の健康管理につとめ、何かしらの異変を感じたら、早期に「かかりつけ医」へ相談・受診することを心がけましょう。

## ひんぱんに受診するのはひかえましょう

すでにお医者さんから診断を受けて、薬も処方されているのに、その薬を飲み終わる前に心配でまた受診するなど、特に体調が悪化したのでなければ、お医者さんから指定された日に受診しましょう。

## 夜間や休日の受診はひかえましょう

「昼間、普段の病院は混雑しているから」などという理由で夜間や休日に受診するのはやめましょう。

本来の診療費のほかに別料金を追加されますし、急病の方の治療に支障をきたす恐れがあります。

体調が急変したなどのやむを得ない場合を除いては、診療時間内に受診しましょう。

